

## 奈良県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 施行者の名称

吉野町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

吉野三町都市計画下水道事業吉野町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成四年一月三十一日から平成三十六年三月三十一日まで

### 四 事業地

変更後の事業地

#### (一) 収用の部分

平成二十二年三月奈良県告示第四百八号のとおり

#### (二) 使用の部分

平成四年二月奈良県告示第五百十九号、平成十年三月奈良県告示第五百八十八号、平成十二年一月奈良県告示第五百一号、平成十三年三月奈良県告示第五百八十五号、平成十五年七月奈良県告示第八十三号、平成二十一年三月奈良県告示第四百七十二号及び平成二十二年三月奈良県告示第四百八号の事業地のうち吉野町大字上市字古市場及び大字飯貝字茶屋地内において事業地を変更し、大字飯貝字中ノ上及び字下中平の各一部を加える。